

令和 7 年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 開 催 要 項

1. 目 的

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画又は看護小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの知識・技術を身につけることを目的とする。

2. 主 催 島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

会場	期 日	開催場所	定員
松 江	令和 7 年 10 月 22 日(水)～23 日(木)	いきいきプラザ島根 403 研修室	15 名
浜 田	令和 8 年 2 月 18 日(水)～19 日(木)	いわみーる 401 研修室	15 名

4. 受講対象者

島根県内の事業所で、以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ①指定小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所を含む）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者もしくは予定者
- ②介護支援専門員の資格があること（サテライト型は介護支援専門員以外の者も可）
- ③認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」の修了者
※平成 12 年～17 年までの実践リーダー研修（専門課程）の修了者は「実践者研修」修了者とみなします。

※実践者研修未受講の場合は、本年度中に下記の期間で受講し修了が必要です。

松江会場）計画作成担当者研修を受講する場合：

本年度の実践者研修Ⅰ松江・Ⅱ出雲いずれかの修了または予定者

浜田会場）計画作成担当者研修を受講する場合：

本年度の実践者研修Ⅰ松江・Ⅱ出雲・Ⅲ浜田・Ⅳ出雲いずれかの修了または予定者

※ 地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

5. 申込方法・受講決定・受講料

- (1) 申込期間 **松江会場 8月7日(木)～9月8日(月)13時** **までに申込みください。**
浜田会場 12月8日(月)～1月7日(水)13時

※地域密着型サービス事業所において、人員基準上受講が必要な場合は、保険者の推薦が必要となりますので、申込時に圏域の介護保険者へご相談ください。

※**受講予定者が全開催期日に参加可能であるかを確認**していただき、必ず**事業所で優先順位**を付したうえで申し込みをしてください。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込みはできません）。

※職員登録の際は氏名・生年月日を正確に入力してください。修了証書にそのまま記載されます。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『**研修受講サポートシステム**』から申し込みをしてください。○期限を過ぎた受講申し込みは受け付けません。
- 申し込み後、圏域の介護保険者が受理した場合、申込状態が「受付完了」になります。また申込内容に不備がある場合は、申込状態が「要件不備」となります。要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

（２）受講決定

- ①受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。研修日の１ヶ月前頃までに各事業所に「受講決定通知書」を送付します。決定通知が届かない場合は、下記まで必ずご連絡ください。
- ②定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

（３）受講料 ひとり 9,000 円（消費税非課税）

- ①受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）
- ②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、**振込期日の 17 時まで**にご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

6. 修了証書の交付等

- （１）定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。
- （２）地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。
- ※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- （３）欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。
- ※詳細は別紙②「**研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について**」をご熟読ください。

7. 会場アクセス

【松江会場】 いきいきプラザ島根 松江市東津田町 1741-3

- ◎【バス】松江駅 1 番乗場 南循環外回り乗車⇒「県合同庁舎前」または「上谷南」下車（所要：約 20 分）
- ◎【バス】松江駅 4 番乗場 川津線乗車⇒「県合同庁舎前」下車（所要：約 20 分）

【浜田会場】 いわみーる 浜田市野原町 1826-1

- ◎【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車（約 10 分）

8. 問い合わせ先

【運営基準に関すること】 各介護保険サービスの指定権者

【研修内容・システム操作方法】社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）担当／有馬・鬼村
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

受講申込の際に頂く個人情報は、研修の受講名簿等の作成、各種資料の送付、修了証書送付等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

9. 研修内容

日程	時 間	内 容	講 師
1 日 目	9 : 10 ~ 9 : 25	受 付	事務局
	9 : 25 ~ 9 : 30	開 会	
	9 : 30 ~ 10 : 30	総論・小規模多機能ケアの視点	社会福祉法人神門福祉会 小規模多機能型居宅介護かんの里 管理者 岩谷 政彦 氏
	10 : 40 ~ 12 : 20	地域生活支援	
	12 : 20 ~ 13 : 20	昼食・休憩	
	13 : 20 ~ 14 : 20	ケアマネジメント論	
	14 : 30 ~ 16 : 00	チームケア	
2 日 目	9 : 00 ~ 15 : 30 (途中昼食休憩)	居宅介護支援計画作成の実際	社会福祉法人よしだ福祉会 ケアプランよしだ 介護支援専門員 本間 加織 氏
	15 : 30 ~ 15 : 45	アンケート記入	事務局